

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 9 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市体育指導委員設置に関する条例の廃止)

第1条 町田市体育指導委員設置に関する条例(昭和35年7月町田市条例第11号)は、廃止する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号を次のように改める。

(17) スポーツ推進委員

別表体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

(町田市立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第3条 町田市立学校施設の開放に関する条例(平成17年10月町田市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第85条」を「第137条」に、「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第13条」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項」に改める。

(町田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第4条 町田市スポーツ振興審議会条例(平成20年3月町田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」に、「第18条第2項」を「第31条」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申する。

(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

(2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

— 部分は改正部分

改正後	改正前																
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(16) 略 <u>(17) スポーツ推進委員</u> (18)～(58) 略 別表(第3条関係) <table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>スポーツ推進委員</u></td><td>月 額 13,500 円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略	略	<u>スポーツ推進委員</u>	月 額 13,500 円	略	略	第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(16) 略 <u>(17) 体育指導委員</u> (18)～(58) 略 別表(第3条関係) <table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>体育指導委員</u></td><td>月 額 13,500 円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略	略	<u>体育指導委員</u>	月 額 13,500 円	略	略
職名	報酬額																
略	略																
<u>スポーツ推進委員</u>	月 額 13,500 円																
略	略																
職名	報酬額																
略	略																
<u>体育指導委員</u>	月 額 13,500 円																
略	略																

町田市立学校施設の開放に関する条例新旧対照表

— 部分は改正部分

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この条例は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 <u>137 条</u>、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 44 条及び<u>スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 13 条第 1 項</u>の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設(以下「学校施設」という。)を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。	(目的) 第 1 条 この条例は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 <u>85 条</u>、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 44 条及び<u>スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)第 13 条</u>の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設(以下「学校施設」という。)を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、町田市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u> (所掌事務) 第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申する。</u> (1) <u>法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。</u> (2) <u>法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</u>	(設置) 第1条 <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号。以下「法」という。)第18条第2項の規定に基づき、町田市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u> (所掌事務) 第2条 <u>審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの振興に関する重要な事項について調査、審議し、答申する。</u>